

医療観察法特定病床の運用等に伴う施設改修について

1 目的

医療観察法による指定入院医療機関病床が全国的に不足する状況において、厚生労働省令の改正(H20.8.1)により「特定病床」への対象者の入院が可能となった。岡山県精神科医療センターにおいても、厚生労働省からの依頼により、総合治療入院棟（西2入院棟）での特定病床の運用を行っているところであるが、対象者への適正な医療の提供、セキュリティの向上、一般入院患者への影響の防止等を図るため、西2入院棟内に特定病床専用ユニットを整備することとする。

この専用ユニットは、職員を増員配置し、医療観察法対象者への医療提供のほか刑事鑑定留置、長期入院患者の社会復帰に向けての支援にも活用していくこととしている。

併せて、医療観察法入院棟（東入院棟）について、医療観察法病床の不足から厚生労働省の依頼により3床を増床したため、デイルーム等の患者生活スペースが手狭になっており、そのスペースを拡張整備する。

※特定病床とは

指定入院医療機関において、精神保健福祉法上の病床を医療観察法上の病床に一時転用するもので、あらかじめ病床数を定めておく必要はなく、厚生労働省からの依頼により受入れた患者病床が特定病床とされる。

2 改修の概要

(1) 西入院棟の改修

①医療観察法専用ユニットの整備

既存病室等を改修し、デイルーム等を併設した特定病床ユニット8床（個室）を整備する。

②病室等の新設・改廃

上記ユニット整備に伴い、病室の新設・改廃を行う。（全体病床数に変更なし）

	改修工事に伴う病床増減		入院棟全体病床数	
	改修内容	増減	改修前	改修後
西2入院棟	4床室2室を4個室に改修	▲4	58床	55床
	保護室1室をホールに改修	▲1		
	個室2室を新設	+2		
西3入院棟 (救急急性期入院棟)	心理面接室を病室に転用	+1	50床	53床
	個室2室を新設	+2		

③診療・観察機能の強化

特定病床等への観察・対応機能を強化するため、特定病床ユニットに隣接するサブナースステーションを新設する。（看護師増配置予定）

また、面会室としても使用できる診療室を新設する。

④面会室の拡張

社会復帰に向けた患者・関係者の会議・面談が多くなることから、面会室を拡張する。

⑤セキュリティの強化

病室窓ガラスの変更、電子錠の増設など病室、入院棟出入り口等のセキュリティ強化を図る。

(2) 東入院棟（医療観察法入院棟）の改修

二階南側のデイルーム等の患者生活スペースが手狭になっており、そのスペースを拡張するため、スタッフステーションの一部をデイルームへ転用する。

3 予算等

(1) 予算額

167,260千円（72,330千円）

内訳

西棟改修工事 132,029千円（52,812千円）

東棟改修工事 15,706千円（6,283千円）

設計・監理 19,525千円（13,235千円）

※（ ）は平成20年度予算額

(2) 財源

全額国庫負担により整備を行う予定。（厚生労働省内示済）

4 スケジュール

西入院棟の改修については、整備に伴う運用病床の減少を最少とするため、工事区域を2ブロックに分け、工事時期をずらして整備を行う予定である。（期間中の運用病床の減は最大8床と想定している。）

平成20年12月	設計委託契約締結
平成21年 2月	入札、工事契約締結、西入院棟前期工事・東入院棟工事着工
4月	東入院棟工事完成
5月	西入院棟前期工事完成
6月	西入院棟後期工事完成
9月	西入院棟後期工事完成

※西入院棟改修工事と東入院棟改修工事は一括発注の予定。

(参考)

○医療観察法病床の運用状況（平成21年1月19日現在）

医療観察法入院棟（36床） 36名

特定病床 4名